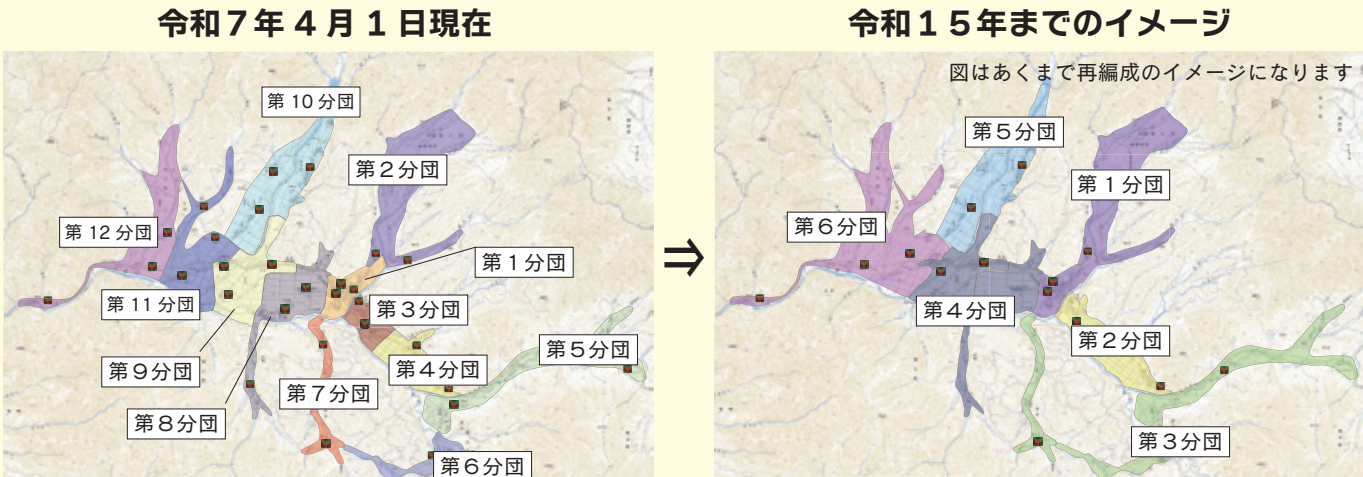


消防団組織再編ビジョン これからも統合に向けて 進めてまいります

令和 7 年 4 月現在
12分団 から **6分団**へ
(本部分団を除く)



消防団の再編にあつては、令和 5 年度に最上町消防団再編ビジョンを定め、現在の 12 分団（本部分団を除く）から概ね、令和 15 年度を目途に、6 分団程度への統合に向け取り組んでいます。現在のところ、令和 6 年 4 月に 5 分団（堺田松根、笹森、明神）において 3 部を統合し 1 部制とし、令和 7 年 4 月より、11 分団（大堀、志茂清水町、横川）を 2 部制としました。今後も計画的に統合を進め、消防防災力を維持できるよう取り組んでまいります。

消防団は地域と密接に関係しており、再編にあたり地域の理解や協力が必要不可欠なことから、地域をあげた再編へのご理解とご協力をお願いします。

消防団員を募集しています



消防団は、消防組織法に基づき全国の市町村に設置されている組織です。火災や災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動や救助活動を行う非常勤特別職の地方公務員です。また地域の安全安心のため、消防防災活動を行っています。

消防団の待遇

- ・年額報酬 36,500 円（一般団員の場合）
 - ・活動服、安全装備品が貸与されます
 - ・出勤報酬（災害等で出勤した時間に応じて支給されます）
 - ・退職報酬金 200,000 円（5 年以上在団した場合）
- ※退職報酬は役職などの経歴により増額されます

消防団活動

火災現場での消火活動をはじめ、地震や風水害などの災害発生時の救助や救出、警戒巡視、災害防御などさまざまな現場で活動しています。災害発生時以外にも、地域コミュニティ活動への参加や住民への防火指導、予防広報活動などに従事しています。

公務災害補償および福祉事業

消防団員が公務でけがや病気、亡くなった場合などには、その損害が補償されます。消防団の公務災害補償については、療養補償・休業補償・傷病補償年金・障害補償・介護保障・遺族補償・総裁補償の 7 つの制度が設けられています。また、被消防団員またはその遺族の福祉を増進するため、損害補償を補完する付加的給付として、補装具やリハビリに要する費用を支給するなどの福祉事業を実施しています。



地域防災を充実させ、私たちの町を守ろう

消防団の現状とこれから

全国各地において自然災害が相次ぐ中、昨年度町内では、7 月の豪雨災害をはじめ住宅火災 2 件が発生しました。全国的に災害に対する関心度が高まっており、地域防災の要として消防団の存在が非常に注目されています。全国的に消防団員が減少する中、最上町の消防団員数は、昭和 46 年の 865 人をピークに年々減少し、令和 7 年 4 月 1 日現在では 363 名となっています。

少子高齢化に伴った団員数の減少は免れない課題ではありますが、団員の負担軽減を図りながら、より実践的な訓練を充実し、少数精鋭の消防団を目指し活動を行います。

